

## <ディスカッション概要>

### 1 2 審判決に賛成か反対か

- ・芸術作品と商業作品とでフェア・ユースを同じように考えることができるのか疑問がある。
- ・商業作品のほうが保護の要請が分かりやすいと思われる。
- ・芸術作品のこれまでの裁判例を見るとフェア・ユースを認めるべきではと思われる。
- ・芸術作品の今後の発展を考えるとフェア・ユースを認めたほうが良いと考えられる。

### 2 Transformative の考え方について

- ・写真の本質的な要素が維持されているのか否かで控訴審を支持したい。
- ・外形的な判断で判断したほうが判断要素として明確である。
- ・芸術における transformative をどのように考えるか（客観か主観か）悩ましい。

### 3 最高裁がフェア・ユースを認めるか

- ・いずれも有りうるのではないかと考えている。
- ・写真を利用した芸術作品についてフェア・ユースを認めることは社会に与える影響が大きいと考えられる。

### 4 フェア・ユースの制度を導入することは？

- ・フェア・ユース制度を設けることで実質的に判断するのが望ましいと考えられる。
- ・第4要素である経済的価値や潜在的市場を重要と考え、明確な規定があったほうが望ましいので現行のままが良いと考える。
- ・制度の成り立ちが違うので、これからフェア・ユースを導入しても木に竹を継ぐようなことになるのではないか。

## 講師の先生方からのお話

- ・最高裁の口頭弁論の印象と結論が違うこともある。
- ・最高裁の著作権専門の判事が退任しており、どのような判決になるのか注目されている。
- ・transformative の幅が限定されるのではないかという議論もされている。
- ・米国では日本以上にフェア・ユースという考え方をもとに様々な議論がされている。
- ・著作権に関する自由度という観点から先例を重ねていくことでフェア・ユースのようなものを作っていくことも考えられる。

## <発表者所感>

初めて米国のフェア・ユースについての裁判所の判断を担当しました。米国のフェア・ユースの4要素自体も時代によって考え方が異なってきていること、アミカスブリーフという第三者からの意見を提出する制度があり裁判所が第三者からの意見を取り入れること、最高裁での弁論が最高裁判事との直接の討論が続くこと等、米国の裁判を色々な面で知ることができました。美術作品についてフェア・ユースを認めるかについては、現代アートを重視して認めるべきという考え方がある一方、写真家の権利を尊重すべきという考え方もあり、いずれの考え方をとることもできると考えました。来年の最高裁での判断を楽しみにしています。(土方)

現在最高裁で審理されている課題であり口頭弁論の内容等現在進行形の情報に触れることができ貴重な機会だったと思います。今までの判断基準ではフェア・ユースを認めるべきかの判断が非常に難しい事案だと感じました。最高裁の口頭弁論の記録を見るに両立場の意見が裁判官も含め活発にやり取りされており、最高裁判決がどうなるか興味深いです。発表の中でフェア・ユースの判断基準の変遷を取り上げましたが、米国では世の中の議論や政治的傾向等が日本と比べて判決に反映されやすいように感じ、判例法の国における裁判の役割やあり方についても考えさせられました。(重村)